

**“医療用エックス線装置基準”の試験成績表**  
( 装置用)

番号

(様式-1)

名称	試験項目	試験対象	規格	試験結果
2(1)に規定する漏れエックス線		定格管電圧50kV以下の治療用X線装置	X線装置の接触可能表面から5cmの距離において、1.0mGy/h以下	
		定格管電圧50kVを超える治療用X線装置	X線管焦点から1mの距離において10mGy/h以下かつX線装置の接触可能表面から5cmの距離において、300mGy/h以下	
		定格管電圧125kV以下の口内法撮影用X線装置	X線管焦点から1mの距離において、0.25mGy/h以下	
		上記以外のX線装置	X線管焦点から1mの距離において、1.0mGy/h以下	
		コンデンサ式X線高電圧装置	充電状態において、照射時以外のとき、接触可能表面から5cmの距離において、20μGy/h以下	
2(2)に規定する総濾過		定格管電圧70kV以下の口内法撮影用X線装置	1.5mmアルミ当量以上	
		定格管電圧50kV以下の乳房撮影用X線装置	0.5mmアルミ当量以上又は0.03mmMo当量以上	
		輸血用血液照射X線装置、治療用X線装置並びに上記X線装置以外のX線装置	2.5mmアルミ当量以上	
3(1)に規定する患者入射線量率		透視用X線装置	通常透視において50mGy/min以下 高線量率透視制御において125mGy/min以下	
	3(2)に規定する透視タイム	透視用X線装置	透視時間が積算されること及び一定時間が経過した場合に警告音等を発することを確認する	
3(3)に規定する焦点皮膚間距離		手術中に使用しない透視用X線装置	30cm以上又は当該焦点皮膚間距離で照射することを防止するインターロックを設けること	
		手術中に使用するX線装置	20cm以上	
3(4)に規定するエックス線ビーム制限		透視用X線装置の照射野限定器	利用する焦点受像器間距離において、受像面を超えないように照射野限定器を備えていること ただし、受像面が円形でX線照射野が矩形の場合は、X線照射野が受像面に外接する大きさまでを許容する ただし、照射方向に対し垂直な受像面の中心を通る2本の直交するX軸とY軸を想定し、それぞれの両端におけるX線照射野及び受像面の縁との交点間距離の和が、それぞれ焦点受像器間距離(以下、SIDという)の3%を超えず、かつ、交点間距離の総和が、SIDの4%を超えない場合は許容する	
	3(5)に規定する受像器透過後の残余エックス線	透視用X線装置の受像器	利用線錐中の蛍光板、イメージインテンシファイア等の受像器を透過した残余X線は、接触可能表面から10cmの距離において、150μGy/h以下	
3(6)に規定する受像器周辺の残余エックス線	透視用X線装置の受像器周辺	透視時の最大受像面を3cmを超える部分を通過した残余X線は、接触可能表面から10cmの距離において、150μGy/h以下		
3(7)に規定するX線装置の利用線錐以外のしゃへい	透視用X線装置の利用線錐以外のしゃへい	利用線錐以外のX線を有効にしゃへいするための適切な手段が備えられていること		
4(1)に規定するエックス線ビーム制限		撮影用X線装置の照射野限定器	利用する焦点受像器間距離において、受像面を超えないように照射野限定器を備えていること ただし、受像面が円形でX線照射野が矩形の場合は、X線照射野が受像面に外接する大きさまでを許容する ただし、照射方向に対し垂直な受像面の中心を通る2本の直交するX軸とY軸を想定し、それぞれの両端におけるX線照射野及び受像面の縁との交点間距離の和が、それぞれSIDの3%を超えず、かつ、交点間距離の総和が、SIDの4%を超えない場合は許容する	
		口内法撮影用X線装置	照射筒の端における照射野の直径は6cm以下	
		乳房撮影用X線装置	X線照射野について患者の胸壁に近い患者支持器の縁を超える広がり5mmを超えず、かつ、受像面の縁を超えるX線照射野が、それぞれの縁において焦点から下ろした垂線と交わる受像器面までの距離の2%を超えない場合は許容する	
4(2)に規定する焦点皮膚間距離		定格電圧70kV以下の口内法撮影用X線装置	15cm以上	
		定格電圧70kVを超える口内法撮影用X線装置	20cm以上	
		歯科用パノラマ断層撮影装置	15cm以上	
		移動型及び携帯型X線装置	20cm以上	
		CTX線装置	15cm以上	
		乳房撮影用X線装置における拡大撮影	20cm以上	
		その他撮影用X線装置	45cm以上	
4(3)に規定するエックス線照射の操作位置	移動型及び携帯型X線装置並びに手術中に使用する撮影用X線装置	X線管焦点及び患者照射領域から2m以上離れた位置で操作できること		
5(1)に規定するエックス線ビーム制限	胸部集検用間接撮影X線装置の照射野限定器	利用線錐が角錐型となり、かつ、利用する焦点受像器間距離において、受像面を超えないように照射野限定器が備えられていることを確認する。ただし、照射方向に対し垂直な受像面の中心を通る2本の直交するX軸とY軸を想定し、それぞれの両端におけるX線照射野及び受像面の縁との交点間距離の和が、それぞれSIDの3%を超えず、かつ、交点間距離の総和が、SIDの4%を超えない場合は許容する。		
5(2)に規定する受像器透過後の残余エックス線	胸部集検用間接撮影X線装置の受像器	装置の接触可能表面から10cmの距離において、1ばく射につき1.0μGy以下		
5(3)に規定する箱状のしゃへい物の残余エックス線	胸部集検用間接撮影X線装置の被照射体の周囲に設けられた箱状のしゃへい物	箱状のしゃへい物から10cmの距離において、1ばく射につき1.0μGy以下		
6 治療用エックス線装置のインターロック	治療用X線装置	濾過板が引き抜かれたときX線発生を遮断するインターロックが作動し、X線が出ないことを確認する		

備考 試験は厚生労働省告示第75号、第126号及び第127号に基づく、JESRA X-0087医療用エックス線装置基準の標準試験方法による。

表中の該当しない試験項目については、規格欄及び試験結果欄を斜線にて抹消する。

以上

試験実施場所	試験実施年月日	試験条件
	年 月 日	温度 °C 相対湿度 %R・H

上記資料は、当社で測定した試験結果に基づいて作成されたものに相違ありません。

試験実施責任者

会社名	所属	役職	氏名(署名)